

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年 6月23日(月)

## 今週のことば

### マイナカードのスマホ搭載

マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載がアンドロイド端末に加え、今月24日から 아이폰でも開始。カードを持ち歩かなくても各種サービスが利用可能に。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/23(月) 友引	沖縄慰霊の日、オリンピックデー
24(火) 先負	NATO首脳会議
25(水) 葉効	旧暦6月1日
26(木) 先勝	国連憲章調印記念日、EU首脳会議
27(金) 友引	株主総会集中日
28(土) 先負	貿易記念日
29(日) 仏滅	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/16(月)	38,311 △477	144.17 ▼0.38
17(火)	38,537 △226	144.53 ▼0.36
18(水)	38,885 △348	144.94 ▼0.41
19(木)	38,488 ▼397	145.39 ▼0.45
20(金)	38,403 ▼85	145.40 ▼0.01

## 通常国会で成立した主な法改正は

閉会した第217回通常国会において、4月以降に成立した主な法改正は次のとおりです。

◎年金制度改正……\* 短時間労働者が社会保険（厚年・健保）の対象となる要件のうち、賃金要件（月8.8万円以上）を撤廃し、企業規模要件（51人以上）も段階的に撤廃、\* 在職老齢年金の支給停止基準額を62万円に上げる、\* 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限を段階的に75万円まで上げる、など。

◎公益通報者保護法の改正……\* 事業者が公益通報を妨げる行為や、公益通報者を特定する行為の禁止、\* 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者は6ヵ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、法人は3千万円以下の罰金とする、など。

◎下請法等の改正……\* 協議を適切に行わない代金決定や手形払等の禁止、\* 運送委託を対象取引に追加、\* 適用基準に従業員数の基準を新設、など。

◎労働施策総合推進法等の改正……顧客等によるカスハラや、求職者等へのセクハラを防止するため雇用管理上必要な措置を事業主に義務付ける、など。

◎労働安全衛生法等の改正……ストレスチェックの実施を50人未満の事業場にも義務付ける、など。

◎譲渡担保法……不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、これまで法令には明文規定がなかった動産や債権等を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関するルールを明文化。

◎マンション関連法の改正……老朽化マンション等の管理・再生の円滑化のため、\* 修繕等の決議は集会出席者による多数決を可能とする、\* 建物・敷地の売却や一棟リノベーション、取壊し等を、建替えと同様に4/5の多数決で実施可能とする、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201524

## 令和6年度における査察調査の状況

査察調査は、悪質な脱税者に対して国税査察官（通称マルサ）が刑事責任を追及する強制調査です。国税庁によると、令和6年度に処理した事案は150件で、脱税額の総額は112億7千万円（1件あたり7500万円）でした。そのうち検察庁に告発した件数は98件（告発率65.3%）となっています。

告発事案には、架空の課税仕入や輸出免税売上を計上して消費税の還付を受けた事案や、動画配信による収入を得ていたが無申告だった事案、不正加担先を利用し架空の外注費を計上して法人税等を免れた事案、相続財産から現金を除いて申告を行い相続税を免れた事案などがありました。

## 電気・ガス料金支援を7月～9月に実施

政府は足元の物価高に対応する観点から、電気や都市ガスを利用する家庭や企業などに対して本年7～9月の3ヵ月間、使用量に応じた料金軽減措置を実施します。

具体的に、7月使用分は電気2.0円/kWh（高圧は1.0円/kWh）、都市ガス8.0円/m<sup>3</sup>、8月使用分は電気2.4円/kWh（高圧は1.2円/kWh）、都市ガス10.0円/m<sup>3</sup>、9月使用分は7月使用分と同じです。これにより標準的な家庭において3ヵ月間で3千円程度の引下げとなります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 第217回通常国会において成立した主な法改正の概要

## ◆年金制度改正

- ・短時間労働者に対する被用者保険の適用要件のうち、賃金要件を撤廃（公布から3年以内）するとともに、企業規模要件を段階的に撤廃（令和9年10月～17年10月）する。
- ・常時5人以上を使用する個人事業所は被用者保険の非適用業種も適用事業所とする（令和11年10月）。ただし、経過措置として施行時点で既に存在する事業所は当分の間、対象外とする。
- ・在職者齢年金制度の支給停止となる収入基準額を62万円に引き上げる（令和8年4月）。
- ・厚生年金保険等の標準報酬月額の上限を75万円まで段階的に引き上げる（令和9年9月～11年9月）。
- ・遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする（令和10年4月）。

## ◆公益通報者保護法の改正

- ・公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランスを追加し、公益通報を理由とする不利益な取扱いを禁止する。
- ・事業者が労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為を禁止する。
- ・事業者が正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する。
- ・通報後1年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定する。
- ・公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰）を新設し、法人に対する法定刑を3,000万円以下の罰金とする。
- ・公布の日（令和7年6月11日）から1年6月以内の政令で定める日から施行する。

## ◆下請代金支払遅延等防止法等の改正

- ・対象取引において、協議を適切に行わない代金額の決定や、手形払を禁止する。
- ・対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。
- ・適用基準に従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設する。
- ・用語について、下請事業者を「中小受託事業者」、親事業者を「委託事業者」とし、下請法を「中小受託取引適正化法」等に改める。
- ・一部を除き令和8年1月1日から施行する。

## ◆労働施策総合推進法等の改正

- ・顧客等によるカスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため雇用管理上必要な措置を事業主に義務付ける（公布から1年6月以内）。
- ・男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける（令和8年4月）。

## ◆譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（譲渡担保法）

- ・金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産（不動産等を除く）を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、これまで法令には明文の規定がなかった譲渡担保契約及び所有権留保契約に関して、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について明文化・明確化。
- ・一部を除き、公布の日（令和7年6月6日）から2年6月以内の政令で定める日から施行する。

## ◆労働安全衛生法等の改正

- ・ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。負担等に配慮し十分な準備期間を確保する（公布から3年以内）。

## ◆マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法

- ・マンション管理業者が管理組合の管理者を兼ね工事等受発注者となる場合、利益相反の懸念があるため、自己取引等についての区分所有者への事前説明を義務化。
- ・区分所有権の処分を伴わない事項（修繕等）の決議は、集会出席者の多数決によることを可能とする（現行：全区分所有者の多数決）。
- ・裁判所が認定した所在不明者を全ての決議の母数から除外する制度を創設。
- ・建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊し等を、建替えと同様に4/5以上の多数決決議によることを可能とする（耐震性不足等は3/4、政令指定災害による被災は2/3）。
- ・隣接地や底地の所有権等を建替え等の後のマンションの区分所有権に変換することを可能とする。
- ・一部を除き、令和8年4月1日から施行する。